

令和2年6月12日

令和2年第2回
まんのう町議会定例会会議録

まんのう町議会

令和二年第二回

まんのう町議会定例会会議録（六月十二日）

まんのう町議会

令和2年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示66号

令和2年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和2年6月1日

2. 場 所 まんのう町役場議場

令和2年第2回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和2年6月12日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番	鈴木 崇容	2番	常包 恵
3番	小山 直樹	4番	京 兼愛子
5番	竹林 昌秀	6番	川西 米希子
7番	田岡 秀俊	8番	合田 正夫
9番	三好 郁雄	10番	白川 正樹
11番	白川 皆男	12番	松下 一美
13番	三好 勝利	14番	大西 豊
15番	川原 茂行	16番	大西 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

8番 合田 正夫 9番 三好 郁雄

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常包英希 議会事務局課長補佐 平田友彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	栗田 隆義	副町長	栗田 昭彦
教育長	三原 一夫	総務課長	森 正志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	会計管理者	黒木正人
健康増進課長	國廣美紀	建設土地改良課長	河田勝美
農林課長	小縣茂	琴南支所長	萩岡一志
仲南支所長	多田浩章	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	細原敬弘	地籍調査課長	宮崎雅則

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案2件の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

6月11日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会の委員全員が出席し、本定例会最終日の日程等について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告します。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
日程第6 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第5号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号
日程第10 議案第6号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）
第1号
日程第11 議案第7号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号
日程第12 議案第8号 工事請負契約の締結について（令和2年度高篠公民館整備工
事（建築）） 即決でお願いします。
日程第13 議案第9号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町火葬場
増築及び改修工事（建築工事）） 即決でお願いします。
日程第14 閉会中の継続調査について
以上の日程とすることで意見の一致を見、午前10時に委員会を閉会しました。
以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、合田正夫
君、9番、三好郁雄君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月5日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長
同席の下、執行部より、町長、副町長、教育長、所管事務課長の出席により教育民生常任
委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました議案は、議案第3号、議案第

4号、議案第6号の3議案で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明を受け、審議を行いました。

まず、議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、執行部より、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特定的な財政支援を行うとの決定がされた。

このことを受けて、本町において、国民健康保険に加入の被用者（給与の支払いを受けている方）が就労することができず給与を受けられない場合、対象者の支給要件を満たせば、定められた支給対象期間、支給額の計算方法、適用期間等に基づいて傷病手当金を支給するため町条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

委員より、個人事業主の場合は傷病手当は受けられないということか。国民健康保険加入者間で差別をすることになる。このような不平等なことを行うことはいけないと思う。踊りや生け花の先生などは持続化給付金も出ない。同じ国民健康保険税をかけながらこのような差別が出るのは説明がつかないのではないかとの意見があり、執行部より、今回の制度は被用者に限っている。大規模な農家や中規模の商業者で白色専従者や青色専従者の制度を利用している方は、給与が支払われているということで対象となる。全国のほとんどの自治体は準則に基づいたルールにしている。対象者を拡大しての支給には財源が必要であるため、国民健康保険に反映され、保険料の増額につながる。事業と給料についての考え方には差がある。事業ができないということにまで国民健康保険で対応することはできないとの答弁がありました。

委員より、持続化給付金はフリーランスにも出る。今回の国民健康保険の傷病手当はフリーランスには出るのか。自分で事業をしている社長には出ないということだが、おかしいのではないか。時限立法なので行ってもよいのではないかとの質疑や意見があり、執行部より、フリーランスが被用者であれば適用となる。対象者の拡大をして条例に載せるのであれば予算を伴い、予算措置として保険料に転嫁していくことになるとの答弁がありました。

委員より、対象となる被用者はどれぐらいいるのかとの質疑があり、執行部より、被用者が何名ぐらいかは明確には分からず。先にこの事業を開始した後期高齢者医療広域連合を参考にしながら、受給に該当する方は10人程度と試算しているとの答弁がありました。

その後、討論、採決を行い、賛成多数で可となりました。

この件に関して委員より少数意見の留保の申出がありましたが、規定の賛成者がいなかつたため、認められませんでした。

次に、議案第4号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、執行部より、香川県後期高齢者医療広域連合の条例改正に伴い本町の条例を改正するものである。後期高齢者医療制度の被保険者であって、新型コロナウイルス感染症が原因で療養の

ため労務に服することができない場合、保険者である香川県後期高齢者医療広域連合から傷病手当金が支給される。それに伴う申請書の受付事務を本町で行うことから、町条例の一部を改正するものである。後期高齢者医療特別会計における傷病者手当金の支給については予算を120万円とし、10人余りが1か月程度休業することを想定しているとの説明がありました。

次に、議案第6号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について、執行部より、事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,760万円とするものである。新型コロナウイルス感染症に係る特別交付金であり、国民健康保険傷病手当金の予算計上である。10人ほどの方が1か月程度就労することができないことを想定しているとの説明がありました。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、賛成多数で可。議案第4号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第6号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

また、その他で、執行部より、今年度の敬老会と戦没者追悼式について各代表者会が開催され、新型コロナウイルスの感染を懸念して中止することとなったとの報告がありました。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 文章の中で、踊りの先生や生け花の先生には持続化給付金も出ないという、持続化給付金じゃなくて、これ、協力金じゃないでしょうか。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 すみません。小山議員さんも教育民生常任委員会の委員さんであります、その中でお話されたことを私がここに書きましたけれども、もしかしたら、今、ちょっとその資料ありませんけれども、書き間違いかもわかりませんので、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長　　日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長　　建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月4日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人出席し、議長同席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第7号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号についての1案件で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明があり、審査をいたしました。

執行部より、下水道事業地方公営企業法適用支援業務において、令和2年度から令和3年度までの期間で1,900万円を限度額とする債務負担行為を起こすものである。

具体的な内容は、下水道や集落排水の会計について企業会計を導入するもので、人口3万人未満の団体は令和元年度から令和5年度の期間の間に企業会計を導入することとなっている。

業務内容は、今ある固定資産台帳を整理し、データベース化して、新たな財務資産管理システムに移行していく作業を2か年かけて行うこととなる。今年度は1,100万円で固定資産台帳の整理を実施し、来年度、企業会計システムに移行する予定であるとの報告がありました。

委員より、債務負担行為とする理由は何かとの質疑があり、執行部より、2か年契約を当初から結ぶため分離できない。過去の工事の台帳や設計書や施設台帳等、紙ベースであったものを全てデータ化する。数量的に膨大になるため、それを単年度でデータベース化してシステム化する作業が1年間では難しい。高松市、丸亀市、坂出市では3年から4年かける移行計画を立てているようであるとの答弁がありました。

委員より、水道と同様に下水道も県下統合を検討してはどうかとの意見があり、執行部より、そういう意見は上がっている。まず、町内の下水道と集落排水の会計統合を前段で行なうことが今後の流れになる。次に、流域単位で協議会を行っていく必要がある。将来的にまんのう町単独で下水道事業を運営していくことは難しいと考えているとの答弁がありました。

付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第7号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月9日、第1委員会室におきまして、委員全員出席、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会両委員長同席の下、執行部より、町長、副町長、所管課長出席し、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号と議案第5号の2議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第5号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の所管部分の質疑結果等について報告を受けました。

教育民生常任委員会関係部分の報告では、G I G Aスクール整備事業に係る費用で、委託料、工事請負費、備品購入費において、校内通信ネットワーク整備工事設計業務委託料及び工事費、児童生徒・教員用端末機備品費で、合わせて2億5,357万2,000円である。この事業は町の全ての小中学校のインターネット環境整備と全児童生徒に一人に1台ずつと教師用に95台、合計1,533台の端末が必要であるが、既に257台は整備されているので、新たに1,276台のタブレットを整備するものであるとの報告がありました。

次に、建設経済常任委員会関係部分の報告での主なものとしては、商品券発行事業費で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減っている町民や売上げが激減している事業者に生活安定と町内消費の喚起による町内事業者への支援を行うため、まんのう町独自の支援策としてプレミアムつきの商品券を発行する事業である。プレミアム率は30%で、購入対象者はまんのう町の住民基本台帳に登録されている者である。購入価格は1セットが1万円で、その中に1,000円の商品券が13枚入っており、一人2セットを限度とする。全体の発行枚数は49万4,000枚である。予算は4億9,400万円の商品券に印刷費等の事務費の経費で1,863万円を加えた全体の事業費が5億1,263万円になるとの報告がありました。

その後、執行部より補正内容の詳細な説明があり、審査をいたしました。

まず、総務費 200 万円の増額は、情報通信費において、財源に全額新型コロナウイルス関連の地方創生臨時交付金を充て、庁舎、支所間のウェブ会議システム整備に係る委託料であるとの説明がありました。

委員より、導入時期はいつ頃の予定かとの質疑があり、執行部より、現在、ウェブ会議で使用する機材等の調達ができない状態が続いている。補正予算可決後、早急に発注したいとの答弁がありました。

衛生費 767 万 7,000 円の増額は、予防費において、町有施設 50 か所分の消毒液、また、診療所で使用するサーナカルマスク、医療用ガウン、フェイスシールド、小中学校、こども園、放課後児童クラブで使用する非接触型体温計を 95 台、また、診療所で非接触型体温計を 4 台、ポケットエコー、また、庁舎内に設置する空間除菌装置 2 台を整備したい。この事業も全額新型コロナウイルス関連の地方創生臨時交付金を充当するとの説明がありました。

委員より、空間除菌装置で次亜塩素酸水の噴霧は推奨されてないと思われるが、いかがなものかとの質疑があり、執行部より、当初、次亜塩素酸水は効果があるということで各施設に配備したが、最近では人体にもよくないという報告もされている。今回の空間除菌装置は人体に安全なものを検討するとの答弁がありました。

消防費 519 万 7,000 円の増額は、防災対策費において、全額新型コロナウイルス関連の地方創生臨時交付金充当事業として、町内にある 31 の避難所にマスク、消毒液、非接触型体温計を整備する防災活動支援事業であるとの説明がありました。

委員より、避難所においてソーシャルディスタンスの確保のための間仕切り的なものは今回の補正予算にないのかとの質問があり、執行部より、間仕切り等は当初予算で上げている。今回、コロナの影響があったため、備品などを全てチェックしている。その中で不足分を追加しなければならない場合は、必要に応じて補正を行うとの答弁がありました。

次に、議案第 2 号 まんのう町税条例の一部改正については、この改正は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和 2 年 3 月 31 日及び令和 2 年 4 月 30 日に公布されたことに伴う町税条例等の一部改正を行うもので、条例要旨など資料を交え、詳細な説明がありました。

その他で、委員より、元会計室長の横領事件の再発防止をするために現状分析と改善する手立てを講じるよう意見がありました。

以上、委員より質疑がありましたが、執行部より答弁があり、各委員理解し、了承されたものと思います。

付託されました案件について、次のとおり決定したので、会議規則第 41 条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第 2 号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第 5 号 令和 2 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ただいまの総務委員長の報告を聞き、3点ほどお聞きしたいことがあります。

まず一つ目は、プレミアム商品券のことです。このプレミアム商品券、大体いつ頃住民の方に交換、発行ができるかということを議論なされたかということがまず一つ。

それと二つ目、また商品券の問題ですが、このプレミアム商品券の引換えることです。例えば仮の注文の仕方とか、そういった形をどうするのか議論をされたのか。

そして三つ目は、この発行枚数がここに出ておりますが、ロスを最小限にするということを考えて、どういった議論がされたのか、そのあたりをお聞かせください。

○大西樹議長 9番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 第1問目の分は、いつ頃の発行いうのは、私も発行の日いちまではちょっと。そこはちょっと私も議論はないんですが。

2番目も、そのところも議論はちょっとないです。

3番目は、多分その話は、私、委員会の中ではなかったという記憶です。

○大西樹議長 この部分につきまして、建経部分での協議されるとと思うんで、補足があれば、建経の方。

○川原茂行建設経済常任委員長 建経では総務委員会には報告してますから、これは議案のところで質問させていただきたいと思いますので、委員会は議論してなかつたらしくてないと、それだけでいいんじゃないかと思いますんで、この点、そういう方向でお願いします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務常任委員長さんにお尋ねいたします。

G I G Aスクール整備事業2億5,000万円の報告を受けて審議されたということになりますが、端末機を1,500台ぐらい貸し出すことになるんだろうと思うんですよね、個人に。貸与するとなると、この権利義務関係、壊れたときにどうするのか、なかなか従ってくれないからタブレットを取り上げるのかとか、1億5,000万円相当の物品の管理のルールが要るんで、これ、例規制定が要るんじゃないかなと思うんです。この例規制定の必要性が論議されたかどうか、あったかなかったでいいです。お答え願います。

○大西樹議長 9番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 今、竹林議員さんの質疑やけど、そのことに関しても、

委員会の中ではなかったです。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この論議は必要だと思うんで、執行部のほうで対応してくださるようにお願い申し上げます。

また、児童生徒全員にタブレットを配る、これ、軌道に乗せるのは大変なことでありますし、本年度は主体的な深い学び、アクティブラーニングを立ち上げる、文科省と数年にわたり準備してきた新教育課程の立ち上げの大きな負担が学校にかかる年です。タブレット普及の指導も大変で、この優先度について論議されたのかどうか。でき得れば、主体的な深い学びにつながるようなタブレット運営、G I G Aスクールが立ち上がりたいと思うのですが、この論議がされたのかどうか伺っておきます。

執行部においては、こうした観点での論議を、ある意味では、タブレットが軌道に乗ることに大きな期待をかけるのは無理かなと我々が覚悟を固めておくべきかなと思うわけであります。委員長の答弁を求めます。

○大西樹議長 9番、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 竹林議員の件にお答えしますが、委員会でもその話はなかったので、以後。

○竹林昌秀議員 はい、了解です。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 総務常任委員会で副委員長をしています常包ですが、ただいま議論、2名の方から質問があった部分については、総務常任委員会に付託はされておりますが、事前にそれぞれ所管する建設経済常任委員会、教育民生常任委員会のほうで所管部分について審議をされて、その内容が総務委員会のほうに報告されました。それぞれの委員会の中で詳細を審議し、了解をされたという御報告をいただいているところであります。総務委員会の中では、改めて詳細の部分についてまでの先ほどの部分は議論はありませんでしたが、報告の中では、商品券の交換については8月の末から9月の初め頃を予定をしていると。その周知につきましては、広報の7月号で住民の方に周知をするが、ぜひ議員も含めて、議会も含めて周知に御協力いただきたい旨の建経委員会からの報告がありました。

また、タブレットの問題につきましては、それぞれ学年に応じた、発達段階に応じたタブレットを利用した教育課程が必要だということで、それぞれ全ての学年に必要なということで、一斉に導入すると。利用の形態については、今からされるんだと思いますし、全ての市町で端末機のこういう発注がかかっているので、いつから使用するかということについてまでの報告はまだいただいていないところであります。

以上、総務委員会に付託をされておりますが、それぞれの委員会の中で事前に審査、調査をされていた部分でありますので、御了解いただきたいと思います。

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

日程第6 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について

○大西樹議長　　日程第6、議案第2号　まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○大西樹議長　　日程第7、議案第3号　まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君、反対討論の発言を許可します。

○小山直樹議員　　私は、議案第3号に反対する立場から討論を行います。

今回の条例改正は、国民健康保険の加入者が新型コロナウイルス感染症で治療を受けた場合に、その治療に対して保険適用を行うものでありますが、問題なのは、対象が被用者に限るとの条件が入っており、自営業者、いわゆる個人事業主が対象外とされていることであります。同じ国民健康保険に加入しながら、何ゆえに事業者には適用されないのか。コロナにかかっても傷病手当が認められない、こういうことであります。これはあまりにも不平等、不公平ではありませんか。加入者の間に新たな差別を持ち込むものではありませんか。

厚生労働省はその理由について、傷病手当は給与に対する所得補償という考え方に基づいていること、事業者の所得を正確に把握することは難しいこと、これを上げています。だからといって、事業者の所得補償はしなくてよいはずがありません。事業者の所得は確定申告で明らかであり、休業期間で割り戻せば補償が可能であります。このような不平等、不公正な条例を認めることは、上位法がどうであれ、到底賛成できるものではありません。

加えて、岐阜県飛騨市や鳥取県岩美町などは、国保加入者間の平等を図るためとして、独自の財政措置に踏み切りました。

3月26日の参議院厚生労働委員会の答弁では、被用者には青色、白色の申告形態を問

わず、全ての家族事業者が国の財政支援の対象に含まれること、また、傷病手当を個人事業主へ対象拡大することは自治体の判断でできる、こう述べております。

今回の条例改正に伴って、国保加入者間の平等を図るために、被用者に限るというこの条文は削除すべきであります。個人事業主の皆さん、あなたの家族や従業員には傷病手当金は出ますが、あなただけにはないですなどと議員としてとても説明できるものではありません。

よって、議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正に反対する立場を表明して、私の反対討論を終わります。

○大西樹議長 賛成討論。10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回、国民健康保険における傷病手当の創設については、政府による新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一つであります。その財源については、国が特例的な財政支援を行うということを言われており、まんのう町の国民健康保険会計には財政的な影響を及ぼすことはないと考えます。

また、今回の議案はまんのう町の国民健康保険のことではありますが、内容は県民、ひいては国民全体のことと考えることが大事であると考えます。国民医療だという視点に立てば、全体が同じ制度の下で運用されることが肝要だと考えます。

町の説明によりますと、個人事業主の青色事業専従者と白色事業専従者も対象になるとのことであり、一定の評価をすべきだと考えます。その上で、本議案の傷病手当の給付には、その対象者の範囲を決定する要件が必要であります。本議案の対象範囲及び給付要件は適正であると考えますので、したがって、本議案には賛成であります。以上です。

○大西樹議長 次に、本案に対する反対の討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、討論を終了します。

討論がありましたので、これより議案第3号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○大西樹議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第4号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号 まんのう町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第9、議案第5号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 私は、議案第5号に反対する立場から討論を行いたいと思います。

今回の一般会計補正予算（案）第2号ですが、総額6億5,168万6,000円であります、国の第1次のコロナ対策支援として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億1,240万4,000円と、公立学校の情報ネットワーク環境と機器整備費補助金6,969万3,000円を受けてのまんのう町の第2次のコロナ対策予算案であります。

私は奨学金を利用する学生への生活援助金を一人5万円支給することや、要保護、準要保護の児童生徒に一人1万円の援助を行うことには大賛成であります。問題なのは、コロナ対策として5億1,263万円をスーパー・プレミアム商品券発行事業費に充てていることであります。全ての町民が限度額の2万円の商品券を購入したとして、およそこの予算になりますけれども、何ゆえにこれほどの規模なのか、あまりにも無策ではありませんか。

香川県の資料ではありますが、町内の緊急告知融資資金を受けたのは、まんのう町、3月は1件、4月は9件、5月は15件、急激に増加してきております。仕事と暮らしの危機の度合いが次第に増してきていると考えるべきであります。緊急時の支援策は実態に即したもので、スピード感が求められます。コロナ災害、疫病のこの危機の中で、町長には誰も倒産や廃業をさせない、誰も取り残さないという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

全国の市町村では、国の持続化給付金の50%減収条件ではなく、対象から漏れた中小の事業者さんに20%の減収でも給付金を出す自治体があつたり、水道の基本料金を2か

月間無料にする自治体があったり、お隣の綾川町では在宅介護に2万円のクーポン券を支給するとか、育英資金の受給者に生活支援金を2か月行う、様々な支援策を打ち出しております。

商品券が駄目だとは言いません。町内経済の復旧支援に有効であります。しかし、商品券は、私も借家住まいですが、家賃や電気代、ガス代の支払いに使えるのでしょうか。町内の全ての町民が自粛生活を強いられ、仕事が減り、所得が減り、収束の見えないこのコロナ災害の中で、今、何が町民のために必要なのか、冷静に真剣に向き合わなければならぬときです。

求められる新しい生活様式は、あくまで自粛を伴うものです。また、感染症の危険の最前線で働く医療従事者や、介護、福祉の前線でどうしても人との接触、接近の業務に携わる人たちに優先的にPCR検査を実施すること、防護資材や危険手当なり奨励金なりの感謝と激励を送ることを忘れてはいけないと思います。執行部は町民に寄り添ったきめの細かい支援策を講じるべきと私は考えます。

よって、議案第5号 一般会計補正予算（案）第2号は、町の第2次の支援策として不十分であり、賛成できない立場を表明して、私の反対討論を終わります。

○大西樹議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番、松下一美君。

○松下一美議員 それでは、ただいまの議案第5号の反対に対しまして、私は議案第5号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号を賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案につきましては、歳入歳出に大型補正であります、6億5,168万6,000円と大型な補正がされております。その歳入の主なものといたしましては、国庫支出金で1億8,000万円余り、財産収入で2億6,000万円、そしてまた、基金繰入れで1億980万円、そして前年からの繰越金として4,400万円、町債で5,500万円と、かなり苦労された予算だと思っております。

そしてまた、委員長の報告と重なりますけど、保健衛生事業におきましても767万7,000円と、これは各50か所の公民館、小中学校、こども園等へのマスクとか非接触型の体温計、これも1個約2万5,000円でありますけど、95台、医療関係におきまして4台ほどの99台と。そしてまた、次亜塩素酸でありますけど、有害とかいろいろ言われております噴霧器につきましても、1台19万円ほどでありますけど、2台ほど予定されているそうであります。

そしてまた、議員御指摘であります商品券につきましても5億1,263万円とあります、その中で3億8,068万円ほどは商品券事業、印刷製本、そしてまた、それらにかかる費用が1,200万円ほど、委託料で400万円、そういういろんなもろもろを合わせて5億円余りであります、私はこの委員長の報告にもありますように、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減っている町内業者、そしてまた、激減している事業者

に生活の安定と町内消費の喚起による町内事業者への支援を行うという目的の下、大型ではありますけど、それによりまして、町内の方々が潤われたらと思っております。

そしてまた、防災対策につきましても 519万7,000円とありますけど、避難所 31か所あります。そういう中にマスクとか非接触型体温計とか、段ボール等の間仕切りにつきましては新年度予算で入っております。そういう中で、マスクにつきましても 6万5,000枚ほどを配布される予定と伺っております。

そしてまた、教育費も、委員長の報告にもありましたが、GIGAスクール整備事業でタブレットの端末とか委託料、それと合わせまして、現在、257台ほどが支給されておりますけど、今度、新たに予算の中で 1,276 台が整備されるということでありまして、県下に先駆けての思い切った予算ではないかと思っております。

そして、プレミアム商品券につきましては、1セットは、委員長報告にもありましたように、10枚で13枚、3割プレミアムがつくということでありまして、一人2セットまでということでありまして、今、預貯金利息にいたしましても 0.002% であります。よしんば 100 万円を定期に入れておりましても、年間 20 円余りの利息であります。そしてまた、その中から税金はしっかりと引かれるところであります。そういう点におきまして、やはりこの国民一人当たりの一円 10 万円という特別定額給付につきましても、これらを十分利用していただいて、この商品券に向けていただいたらと思うところであります。

その中で、関連がありますので申し上げておきますと、まんのう町においては、今、給付率が 80.1% 余りでありますと、小豆島町とか直島町においては 95.3% とかなり給付率が上がっております。そしてまた、綾川、琴平、宇多津におきましても、90% 以上というところでありますと、やはりこの定額給付につきましても、十分にプレミアム商品券事業に活用いただいて、少しでも恩恵を受けられればと思っております。

そして、9日の総務常任委員会におきまして、委員長の報告のとおり、執行部より丁重なる説明をいただきまして、しっかりと議論した結果、全会一致で可とすべきところでありますので、議案第 5 号のこの件につきましては賛成討論とさせていただきます。

○大西樹議長 次に、本案に対する反対討論、発言を許可します。

5 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は反対と賛成の中間でありますと、どういうことかと申しますと。

○大西樹議長 5 番、竹林議員、反対やったら反対、賛成やったら賛成ということで、はっきりした立場でお願いします。

○竹林昌秀議員 それでは、議事進行に関する緊急動議として、本会議を休会して、全協にて追加の説明を求めるものであります。

これはどういうことかと申しますと、私は提案時にこの予算執行に際して、基金取り崩して補正予算を組む、それは納得できるのでありますが、基金残高が取り崩すと幾らになるのか、この報告を求めると言つてました。この報告を受けたいというのが第一点であります。

ます。

基金と、ためたお金と借りたお金の両方を見て、ようやく歳出歳入を理解できるのだと思っておるのが一点。

それから、G I G Aスクール事業、これ、2億5,000万円ぐらいですが、機種選定というのは、これ、専門性があって難しい。慣れている土木建築の選定とは違うんで、どのような選定基準を持っているのだろうか。事業者選定を三つに分けてやるのか、一般競争入札なのか、指名競争入札なのか、三者見積りなのか、調達方法について説明を受けておきたいのであります。

こうした説明を受ければ、予算の目的、見積りに対しては、骨格においては賛成するのであります。あまりにも慣れない大きなことを手がけるについては、十分な説明がなされてない。これへの説明を求めるため、暫時休憩、全協にて私の求めに対する説明を求めるものであります。

議長、議事進行に関する動議であります。お取扱いを御判断願います。

○大西樹議長 ただいま、休会の動議が出されました。賛成の議員はおられますか。

(賛成者挙手)

○大西樹議長 それでは、動議が成立いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

ただいま、竹林議員より、休会の動議がありました。この件につきまして、竹林議員より発言の申出がありますので、これを許可します。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ただいま、私が行った休会の動議ですが、取消しの申出をさせていただきます。休憩と休会とを取り違えた発言であり、休会の動議を取り下げさせていただきます。御同意くださるようお願い申し上げます。

○大西樹議長 ただいま、休会動議取下げの申出がありました。

お諮りします。

申出のとおり動議を取り下げることを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認め、動議を取り下げます。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 先刻申し上げた説明を休憩中に受けておきたいので、暫時休憩の動議を出させていただきます。よろしくお願いします。

○大西樹議長 ただいまの竹林議員の発言に伴いまして、賛同する方はおられますか。

(賛成者挙手)

○大西樹議長 それでは、動議は成立いたしました。

ここで、暫時休憩いたしたいと思います。

休憩 午前 10時52分

再開 午前 11時02分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。反対討論です。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、討論を終了します。

討論がありましたので、これより議案第5号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算(案) 第2号についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○大西樹議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案) 第1号

○大西樹議長 日程第10、議案第6号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案) 第1号についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案) 第1号についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案) 第1号

○大西樹議長 日程第11、議案第7号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案) 第1号についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号 令和2年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 工事請負契約の締結について（令和2年度高篠公民館整備工事（建築））

○大西樹議長 日程第12、議案第8号 工事請負契約の締結について（令和2年度高篠公民館整備工事（建築））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 工事請負契約の締結について（令和2年度高篠公民館整備工事（建築））につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和2年度高篠公民館整備工事の建築、契約の方法、条件付一般競争入札、契約金額2億6,180万円、うち消費税額2,380万円、契約の相手方、まんのう経常建設共同企業体、代表者、株式会社七箇工業代表取締役、山下美博でございます。

今回の契約は、地域住民の教養の向上、健康増進、生活文化の振興などを目的とした地域の拠点施設である高篠公民館整備工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 生涯学習課長、細原敬弘君。

○細原生涯学習課長 それでは、詳細説明を申し上げます。

令和2年度高篠公民館整備工事、建築に係る入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、契約の方法は条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といったしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町からなる中讃圏域内に建設業法上の主たる営業所を有すること。建設業法の規定による経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が870点以上であること。建物構造が鉄筋コンクリート造りまたは鉄骨コンクリート造りもしくは鉄骨造りで、工事部分の延べ面積が700平方メートル以上の建築物に係る建築主体工事の元請として施工実績を有すること。建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有するものを専任で配置できることを条件としております。

去る4月7日に入札の公告を行い、4月16日に参加受付を締め切り、審査の結果、4社及び1共同企業体の参加資格を確認し、5月26日に入札を執行いたしました。

入札の結果、まんのう経常建設共同企業体が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただいているものでございます。

以上、簡単でございますが、入札執行内容及び経過の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番、合田正夫君。

○合田正夫議員 ちょっとお聞きしますが、これ、建築関係の金額全部の金額が含まれておるものか、設備とか何じゃかが全部入つとるもんか、入ってないもんか、また今までみたいに別々に出てきたんでは、我々、分からんので、それをちょっとお聞きします。

○大西樹議長 生涯学習課長、細原敬弘君。

○細原生涯学習課長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたのは建築の工事でございますが、これに関連いたしまして、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事の3件を分割発注いたしております。これにつきましては、議決要件ではございませんので、5月26日に入札を執行し、発注が済んでいる状態でございます。以上でございます。

○大西樹議長 8番、合田正夫君。

○合田正夫議員 これは今まで何遍も言うたんやけど、建築は建築、設備は設備、そういうのは議会に出してもらわなんだら、さっぱり分からん。今度からは出しますという約束をしたんが、この期にも我々全然聞いてない。部分的発注、それやったらそれで、何でなってくる金額が分からんねんで。それをこれから建物や建築する場合には出してくれと言うとったもんを出してないのを、これ、いきなりあれしたら、それを委員会でもしょっちゅう言いよるんやけど、それははつきりしてもらわなんだら、やっぱり納得できひんところがあるんで、よろしくお願ひします。

○大西樹議長 生涯学習課長、細原敬弘君。

○細原生涯学習課長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

準備ができておりますので申し訳ございません。残り三つの工事につきまして、ここで口頭で説明いたします。

まず、電気設備工事でございますが、株式会社白川電設さんが2,676万9,600円で落札、契約をしております。

空調設備につきましては、辻村電業株式会社さんが2,187万9,000円で契約をしております。

給排水衛生設備につきましては、株式会社住久設備さんと2,259万4,000円で契約をしているところでございます。以上でございます。

○大西樹議長 8番、合田正夫君。

○合田正夫議員 それやったら、そういうことを、何ぼ金額が少ないいうたって、一応、この工事をするんやったら、全部議会には出してくるんがほんまとちゃうんかいな思う。全体の工事、何億もかかる工事で、部分的発注したんやったら、5,000万円以下のものは議員には出さんで、そういうやり方をしたんではいかんと今まで何遍も言うとんやけど、それを、今後、説明してからするいうのを、その説明を聞いてないんで、今までどおりにしてもろたんでは困るんで、これからは説明をするという約束やったと思うんじやけど。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの再質問にお答えいたします。

今回、議案として出させていただいておりますのは、請負契約が5,000万円以上の議会承認が要るということでございまして、出させていただきました。その他の分離発注したものについては、今回、出しておりませんが、今後は参考資料ということで、この議案のときに一緒に他の工事も提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 8番、合田正夫君。

○合田正夫議員 今、町長の答弁を聞いて、これは前から言いよるんやけど、一応、町民が聞いたら、これが全体の高篠公民館の金額と思ってしまうわけや。だから、全協のときに、設備は何ぼぐらい要る、建築はどれぐらい要る、その説明を大体聞いてとかなんだら、入札した、入札したいうたって、やっぱり業者関係のあれも、そこまでは言いとうないけど、いろいろあるきに、やっぱりそれは全協で説明するというあれがあつたんやけど、今後はします、今後はしますばっかりの答弁も今まで何ぼも聞いとるんで、やっぱり全協でそういうことは出してもらわなかん、全体の金額がどれぐらい要るいうんが。別個やつたら、それからまだ上乗せに要るんやきん、それが分からんのでは、我々議会としてもちょっと納得いかんところがあるんで。すごい金額になるやろ。そんな説明を全協のときにしてくれたらよかったです。それをするいう約束やつたんじや、今まで。それを、今後、してくれるか、してくれんか、はつきりしとかないかん。全部してもらわなかん。それでなかつたら賛成できんが。答弁してくれよ。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 合田議員さんの質問にお答えいたします。

全体的な予算は申し上げておるはずでございますが、個々の建築で何ぼ、空調で何ぼというような細かい数字はちょっとお示しできませんが、今回の工事につきましては、こういう形で分離発注をしますというようなことは説明していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 8番、合田正夫君。

○合田正夫議員 ちょっと、それ、私が言いよる意味が違う。全体の金額と部分発注したら、それが上乗せになるきに、高篠公民館の建築関係に対して全体の工事はどれぐらいかかりますという、それが議会のほうへは要るという。それはいかんわ、何ぼ何でも。

○大西樹議長 生涯学習課長、細原敬弘君。

○細原生涯学習課長 失礼いたします。合田議員さんの再質問にお答えいたします。

前回の全協の折、高篠公民館整備事業を御説明いたしました。そのときに、工事につきましては、建築工事と設備工事を分離して発注の予定をしておりますということは御説明申し上げているところでございます。

また、予算につきましては、全体工事費として3億5,500万円程度が必要であるということも説明しているところでございます。以上でございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ちょっと関連で聞かせていただきます。

前回の全協にそういう説明はあったけども、今回、入札しておる決定金額わかつてます。なぜつけなかつたというのが問題、一つ。予算を取つておるからという話は、じゃあそこまで持ち上げてもいいんかという誤解を招くおそれがあるのを、適正な言葉やと思いますか。どうですか。3億5,000万円と言うとるきに、これ両方を合わせたら三億三千数百万円ですね。それぐらいまではかまんと思つとる言葉自体が私は納得できん、町民としても。どう思いますか。ちょっと答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

予算をいっぱい使つたらええがというようなことではなくて、最初の概略の予算としてこの程度の予算は要るということで予算計上させていただきました。

その後、実施設計をして、設計金額が出て、今回、落札をした合計金額が3億3,000万円ぐらいになっておるという結果でございますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 私が言いたいのは、課長が予算を3億5,000万という中でやつた結果で、この三つは、附帯工事についての、今、7,000万円ぐらい出てきました。そういう頭があるからいかんということであつて、基本的に予算の金額をどこまで適正な工事に合わせて金額を絞れるかというのが問題であつて、予算をこんだけ取つておるから、

少々はというように町民は理解する。そこがどう思うんですかと問い合わせる。そういう表現をされたでしょ。

今、町長も予算を3億5,000万円持つとったと。ですが、それならその中であんまり厳しく言っても、できた建築物が悪くなればいかんので、適正な金額できちんとしまいをしていただくような格好の表現が欲しい。意識が欲しい。そのところを問い合わせるんです。どうですか。

○大西樹議長 生涯学習課長、細原敬弘君。

○細原生涯学習課長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

私の答弁の中で言葉が説明不足であったことをおわび申し上げます。

先ほど申し上げましたのは、全員協議会の中で説明した事項につきまして申し上げたところでございまして、この予算の中でできる限りよい工事をしたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 ほかに。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 今回の合田議員さんの質問、いつもこれを繰り返しますよね。私、合田さんおっしゃるの、そのとおりだと思うんです。

それから、私が先ほどG I G Aスクールのことで申し上げたのも、そのことの説明が全くなかつたから、休憩まで取っていただいたんで、問題の構造は同じです。

5,000万円以下であれば、議会の承認は要らないとなつたら、全く資料の説明も出でこない。ここが問題でありますし、業者選定の方法が総合評点方式なのか、指名競争入札なのか、一般競争入札を選ぶのか、これは非常に重大な問題であります。それから、条件付一般入札となりますと、その条件の設定の仕方があります。工事を幾つに分けるか、先ほどの説明で2,000万円超える、7,000万円ぐらいを三つに分けるんだなど、やっと分かったんです。これでは円滑にいかないわけですね。

我々は予算の執行に責任を持って、執行部のすることを点検する責務を全うしなければならない。今の例規が、ここが甘い。例規が町の契約規則、指名競争入札、一般競争入札とか、それから随意契約の三本立てで書いておるこの契約規則が不出来なわけであります。

こうした事前の調達計画をあらかじめ説明する手順を町の契約規則の特則として定めればいいわけです。これは会計室長の着服問題においても、資金管理のところは会計規則になかったから、こういう問題が起きたわけです。規則があれば、そのとおりにやりますし、監査委員さんが見てくれるわけで、例規の不備、こうした、今、我々がすれ違いが起きたことを答弁した何とかじゃない。ちゃんと明文規定にしたら、穩当にいきます。公務員たちは明文規定があれば、そのとおりやりますよね。

町長、いかがお考えになるのか。この後のことを問うわけです。法令運用を担う所管課長に考えてもらわなければならない。これはあらゆる町の公共調達に關係するわけです。例えば総合計画に数百万円とかといいますが、この業者の選定の仕方なんか、私も非常に

関心がある。単に金額5,000万円で議会議決が要るのかどうかと決めておいて、よいわけはない。総合計画を決めるような委託契約、委託契約のときは別の単価の基準が要るのではないかとか、そこらの検討が要るよう思います。一律に5,000万円以下は議会の議決が要らないとしている、報告もない。この現状に我々がいつもいら立って、議場は紛糾しているわけです。

町の公共調達に関わる例規の制定を求めます。予算執行の前には、新たな施設を作るときには、設置条例の提案がないといかん。我々は法治主義であります。こうしたことを検討する体制を整えるかどうか、町長の答弁を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

入札につきましては、町内の規則の中で、例えば土木の場合でありますと、3,000万円以上は一般競争入札にする、また、建築の場合は4,000万円にするというような規則はきっちと作って、それに合わせて一般競争入札にしたり、指名競争入札にしたりということで、あらかじめ規則は作って、指名委員会のほうでいろいろ審議をしていただいておるところでありますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 既にある例規の内容が今の現状にそぐわない。これをトラブルなく円滑にするためには、そこの見直し、検討が要るのではないかと、こういうことであります。

今、分けている契約区分でいいのか、もっと足したような契約区分もございますね。そうしたそれぞれの発注、契約にふさわしい選定の仕方をされているのかどうか、ここが我々の関心事であります。いかなるタイミングでその調達計画を我々に説明するのか、明文化したら一つももめんとすといきますね。町長、いかがですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

一つ一つの物件で指名委員会のほうで十分検討していただいております。また、一般競争入札になって、公示ということになりますと、公示した日に議員の皆さん方のそれぞれのタブレットに、こういう方向で公示をしましたということもお知らせしておると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本議場にお集まりの皆さん、こうしたことをいつも繰り返しておるわけで、契約の発注の承認のときが一番議場には質疑が出てまいります。今の運用が安定した円滑なものでないということは明らかであります。検討を求める。同僚議員たちも一緒に考えていくことをお願い申し上げたいと思います。

本件だけにとどまる問題ではないのだというのが私の提案であります。

○大西樹議長 ほかに質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号 工事請負契約の締結について（令和2年度高篠公民館整備工事（建築））の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町火葬場増築及び改修工事（建築工事））

○大西樹議長 日程第13、議案第9号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町火葬場増築及び改修工事（建築工事））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町火葬場増築及び改修工事（建築工事））につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和2年度まんのう町火葬場増築及び改修工事の建築。契約の方法、条件付一般競争入札。契約金額8,360万円、うち消費税額760万円。契約の相手方、株式会社ヒカリ代表取締役、池田孝道でございます。

今回の契約は、地域住民の利便性及び環境衛生の向上などを目的としたまんのう町火葬場増築及び改修工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜

りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○大西樹議長 住民生活課長、山本貴文君。

○山本住民生活課長 それでは、詳細説明のほうをさせていただきたいと思います。

令和2年度まんのう町火葬場増築及び改修工事、建築工事に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、契約の方法は条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町からなる中讃圏域内に建設業法上の主たる営業所を有すること。建設業法の規定による経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が870点以上であること。建物構造が鉄筋コンクリート造りで、工事部分の延べ面積が200平方メートル以上の建築物に係る建築主体工事の元請として施工実績を有すること。建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有するものを専任で配置できることを条件としております。

去る4月7日に入札の公告を行い、4月16日に参加受付を締め切り、審査の結果、5社及び1共同企業体の参加資格を確認し、5月26日に入札を執行いたしました。

入札の結果、株式会社ヒカリが落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

また、加えまして、本工事に係る全体の工事としまして、この今回の工事に先立ちまして、高圧線迂回工事、これを辻村電業株式会社さん、267万3,000円で工事をいたしております。また、それと併せまして造成工事、これを1,389万3,000円、竹内建設株式会社さん、それから本工事と併せての工事になります設備工事がございます。これにつきましては、辻村電業株式会社さん、金額が2,418万9,000円、合計、この議題の工事と合わせまして、総額で1億2,435万5,000円となっております。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ただいまの課長の説明でよく分かりましたね。条件付一般競争入札、その条件の中身、非常に关心があつたんですが、分かりましたね。本当にこうやって説明してくれたらいいわけです。ただし、金額を書いてあるのを朗読するというのはよろしくない。やっぱり課長の手元に調達計画書があるんでしょう、この公共事業をこう執行するという。それをどのタイミングで私たちに説明してくれるか、このルール化が成立すれば、本会議における紆余曲折の大半は乗り越えられそうに思います。

住民生活課長、よくわかりました。しかし、全部の課長さんがこうしてくれているわけではないわけです。気がかりなのは、私にとってはGIGAスクール、質問したとおりで

ありまして、やっぱりこうしたものが提出されなければ、なぜこの業者選定方法を選ぶのか、なぜこの条件設定をしたのか、その判断基準、よりどころが示されたら、ああなるほどなど。どこの業者が落札しようが、そこにとやかく言う必要はないわけですが、その手続、運用が公正に着実に積み重ねられたものであることを確認できれば、私たちは何の質問もなく賛成できるんです。

どうか総務課長のところの例規係、契約係、そこが知恵を働かせていただいて、専門家に相談して、明文規定の検討を求める。私たちも契約の種類により、委託契約においても、私たちが提言をしたりする場合もあっていいのかもしれない。私たちも検討すべきことかと思います。終わりました。そのように説明していただければ賛同できるのであります。文書化、明文化を求める。

○大西樹議長 ほかに。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 関連すると思うんですけど、この関係する部分には、周辺には吉野財産区の土地があると思うんですけど、恐らくまんのう町の土地でされると思うんですけど、その確認と、当初、火葬場ができるときに、地域住民との約束事があります。契約書があります。そういうことについて、地元自治会と相談をしたのか否かについて、2点お伺いします。

○大西樹議長 住民生活課長、山本貴文君。

○山本住民生活課長 大西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

本工事につきましては、場所としましては町有地の中で、現在、使っております駐車場部分を利用しての増築ということになっております。範囲を広げるとか、そういったことではないところであります。よろしくお願いします。

すみません、もう一つの質問であります周辺自治会との申合せ、説明等につきましては、今回、この工事につきましてはしておりません。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 私も、これ、地元の協定書というのがあるのを知らなくて、先輩の議員から相当昔の協定書を文書化されて、地元自治会と話し合いの上でこしらえております。そういう中で、全部を私、コピーを持つとるんですけど、その地域の活性化を損なうようなことについては、優先的に考えてほしいということがあります。恐らく、今回は自分の買った土地の中やきに、開発許可が要らんきにかまんいうことでしとると思いますけど、しかし、そこに住んでおられる住民の方々は、やはりあの迷惑施設をこしらえたときに、かんかんがくがくの議論をし、当時の町長なり助役なりがいろいろ地元に話したり、土地を、私有財産を提供したという中で、私は法律に抵触せんからええとかいかんとかいう問題でなくして、地元へ迷惑施設をこしらえたときの原点に返っていただき、それを工事する前、説明責任があると思いますけど、再度、お伺いします。説明すべきだと思いますが。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

あの火葬場ができるときには、相当さきの町長さんなり執行部の苦労されてあそこへできたというような経過も聞いておりますので、工事着手前には十分地元説明会を開いて、納得の上、工事に着工していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 地元の協定書を当時の町長、助役、そのときの地元の自治会長、青年会の会長等の書いた書類をコピーをお渡ししておりますので、それを読んでいただいて、やはり同じするんやったら、気持ちよく工事にかかっていただきたいし、つい最近ですが、何十年も前、40年も50年も前に結んだ巡回道路というのも、完全ではありませんが、巡回道路いう形でつながり、先日も道路の整備が取次ぎのところで行われたようです。やはり地元の同意がないから全線開通が無理だということもありますけど、それは原点に返つていただき、その地域が火葬場を建てたことによって発展するように、前向きな考えで、工事をする前に、ぜひ、今、町長のお話であれば、地元説明会をして工事にかかるということでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。私もそのコピーは持っております。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

御指摘がありましたように、協定書も十分読ませていただいて、工事着工前には地元と十分調整をして、説明をしてからかかりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ちょっと確認質問等をさせていただきたいのは、これ、入札5月26日ですね。前回の高篠のも5月26日、同日なんですね。ここに参考資料に出していただいておりますが、本体工事のだけで、これ以外に3分割、前期造成等々がありますから、同時にこういうものを入札する根拠はどういうことですかね。

たまたま、これ、さっきの高篠公民館も5月26日、今回も5月26日ですね。これの同時にやる利点等の根拠。

○大西樹議長 住民生活課長、山本貴文君。

○山本住民生活課長 ただいまの川原議員さんの質問に回答させていただきたいと思います。

先ほど説明いたしました工事、四つございます。高圧線の迂回工事と造成工事と今回の建築工事と設備工事、四つあります。高圧線迂回工事と造成工事につきましては、4月20日に入札して、ほぼ、今、工事のほうを終わっているところになっております。この26日に入札したものは、今回のこの建築工事と設備工事を併せて入札しているものです。よろしくお願ひします。

○大西樹議長 ほかに質問。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今の課長の話で、附帯工事とは別の日に入札されておるから、この火葬場の件については分かるんです。たまたま火葬場の件と、前段の高篠公民館が同じ日に入札しているんですね。その何か利点等があるんかなと。一緒にやらざるを得んような根拠。別にしてもいいんかどうかは、そこらは、私、不勉強で分かりませんから、これはどういう方法で同時に入札したのか、そこらの根拠をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今回、同じ26日の日に入札を行ったということでございますが、深い根拠というものは別段ございません。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 根拠と言ったからちょっと悪いのかも分からんけども、じゃあ、これからも複数のものが出てくれば同時にやるとか、内容によっては分けないかんのがあるのかも分かりませんが、それは自由にやらせてくださいと。我々議会が分からんでも、執行部だけで判断してやらせていただきますよと、こういう解釈になるかなと思うんですが、その点はどうですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今回、5月26日で2件ほど同じように入札したということでございますが、一つは、この6月議会で議員の皆さん方の承認をいただきたいということで、ある程度、日程が決まってきたと。

それと、一般競争入札ということになりますと、一月以上、公告してから日が決まりますので、それも含めてのことでのございますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はございませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 先ほどちょっと答えを求め損ねたんですけれども、住民生活課長からの報告は私を納得させるに足るものでした。しかし、あれを朗読されると、もう私も覚えておらんわけで、数字とか書いてあつたりすると、課長が報告した内容を文書提出していただいたら、極めてスピーディーにいくと思います。

もう一件のこの一本前の議案なんかも同等のものを提出していただいたら、実に穩当に進むような気がします。

それから、今後、そうしていただくことを確立していただいたら安心です。町長、いかがですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど課長が説明しました一般競争入札についての内容でございますが、これは公告し

た日にタブレットのほうへ上げて議員の皆さん方にもお知らせしておりますし、タブレットに上げるといいますか、今日、公告をして、ホームページに出ておりますというようなことでお知らせはしてあると思います。よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 ほかに。

12番、松下一美君。

○松下一美議員 一点だけ、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

というのは、今、説明の中でも、今回、増築部分につきましては、駐車場の一部を利用するということでありましたが、私は今まででも駐車場は少し狭いのではないかと思っておりましたが、工事期間中におきまして、8か月余りはあまり車がとめられないのでないかと思われます。そういう中で、将来、駐車場について検討されるのかどうかをお伺いしておきます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの質問にお答えいたします。

今回、建物が増築すれば、駐車場が少し狭くなるということでございますので、今後の状況も見て、駐車場につきましても検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町火葬場増築及び改修工事（建築工事））の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続調査について

○大西樹議長　　日程第14、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長より所管事務の調査について、また、議会運営委員長より議会運営を効率的かつ円滑に行うため、閉会中の継続調査についてそれぞれ申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和2年第2回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月12日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員